

**令和8年4月採用予定
会津若松市会計年度任用職員（専門員）
ごみ処理手数料収納推進員
選考試験受験案内**

この選考試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会計年度（4月1日から3月31日まで）の範囲内の任期中に任用される職員です。勤務成績が良好な場合に限り、令和9年4月1日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は4回が限度となります。また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。

**1 試験日 : 令和8年2月3日（火）
申込受付期間 : 令和8年1月5日（月）～1月19日（月）**

- ※ 受付は8時30分から17時15分まで行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
※ 郵送による申し込みは、1月19日の消印のあるものまで受け付けます。

2 試験職種、採用予定人数、職務内容、任期

(1) 試験職種、採用予定人数、職務内容

試験職種	採用予定人数	職務内容
ごみ処理手数料収納推進員	1名程度	・ごみ処理手数料の収納に関すること。 ・電話による手数料の納付催告に関すること。 ・家庭ごみ処理有料化制度の問い合わせに関すること。 ・ごみ搬入確認作業に関すること。 ・そのほか、推進員の設置の目的の達成のために必要な業務。

(2) 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定められている特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑（令和7年5月31日以前は禁錮）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 以下の受験資格にいずれにも該当する者

ア 普通自動車免許を有する者

イ パソコンでワード・エクセル等のソフトにより文書、資料等を作成できる者

4 試験の方法及び内容等

試験種目	内容
作文試験	課題に対する知識や見解等の表現能力についての記述試験 ※申込時に提出していただきます。
個別面接試験	ごみ処理手数料収納推進員として必要な専門的知識の有無、資質を総合的に評価する試験

5 試験期日、試験会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
作文試験	事前提出	令和8年2月中旬（予定）に受験者全員に合否を通知します。
個別面接試験	令和8年2月3日（火） 午前10時00分 追手町第二庁舎1階 第3会議室 （会津若松市追手町2番41号）	

6 受験申込方法

(1) 「受験申込書」、「受験票」及び「作文課題」に必要事項を記入し、会津若松市役所市民部環境共生課に提出してください。

(2) 郵送により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」、「作文課題」及び「110円切手を貼った**返信先明記**の長形3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所市民部環境共生課あてに送付してください。

※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

7 合格者の採用

合格者は、成績上位の方から原則として令和8年4月1日以降採用します。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。また、この募集は令和8年度の予算の成立を前提として行うものであり、成立した予算の内容によって、採用されない場合が有り得ることに予めご了承願います。

8 待遇等

(1) 報酬

1月あたりに支給される金額 238,700円～244,860円（予定）	人事院勧告等により改定が行われる場合があります。 職務経験等を有する方は、その経験等によって報酬が左記の範囲内で調整される場合があります。
諸手当等	通勤手当に係る費用弁償、時間外勤務に係る報酬、期末手当及び勤勉手当がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

(2) 勤務日数・勤務時間・休暇等

勤務を要する日	週5日勤務
勤務時間	午前9時00分～午後5時00分（休憩60分）
休日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）
休暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
勤務場所	追手町第二庁舎（会津若松市追手町2番41号）
福利厚生	条件に応じて健康保険、厚生年金、雇用保険の適用があります。

(3) 服務

服務	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。
----	---

9 その他

- (1) この試験で、ごみ処理手数料収納推進員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- (2) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (3) 申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (4) その他、不明な点は会津若松市役所市民部環境共生課に問い合わせてください。

会津若松市役所市民部環境共生課 ごみ減量推進グループ
（追手町第二庁舎）

〒965-0873 会津若松市追手町2番41号

TEL 0242（27）3961

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>